

亀山市告示第40号

亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第150号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、自主防災活動に必要な防災資機材を購入し、又は修繕しようとする自主防災組織に対し補助金を交付することにより、地域における自主防災活動の機能強化の支援を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「防災資機材」</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、自主防災活動に必要な防災資機材を購入し、又は修繕しようとする自主防災組織に対し補助金を交付することにより、地域における自主防災活動の強化育成を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「防災資機材」</p>

とは、別表に掲げる資機材をいう。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、防災資機材の購入及び修繕に要する費用に相当する額の合計額の2分の1に相当する額（15万円を超える場合は、15万円）とする。ただし、当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

[号を削る。]

[号を削る。]

2 防災資機材の修繕に要する費用を対象とする補助金の額の算定にあつては、その補助金の対象となった費用の額の合計が1の年度につき10万円を超えるときは、当該超える額の全てを切り捨てる。

3 防災資機材の購入に要する費用を対象とする補助金の交付は、1の年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書（様式第

とは、別表の第2欄に掲げる資機材をいう。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める額の合計額（15万円を超える場合は、15万円）とする。

(1) 防災資機材の購入に要する費用

15万円を限度として当該費用の2分の1に相当する額

(2) 防災資機材の修繕に要する費用

5万円を限度として当該費用の2分の1に相当する額

2 補助金は、1自主防災組織につき各年度において1回を限度として交付する。

[項を加える。]

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書（様式第

1号)に見積書の写し、補助対象資機材が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、防災資機材を購入し、又は修繕したときは、自主防災組織防災資機材購入等補助金実績報告書(様式第2号)に領収書の写し及び実績が確認できる写真を添付して、市長に提出しなければならない。

別表(第2条関係)

区分	防災資機材名
情報連絡用資機材	メガホン、携帯用無線機、ラジオ等
避難用資機材	ヘルメット、ライト、トラロープ、車椅子けん引補助装置等
[略]	[略]
救出救護用資機材	かけや、ワイヤーロープカッター、防水シート、スコップ、のこぎり、つるはし、おの、ハンマー、救急箱、はしご、担架、チェーンソー、チェーンブロック、バール、ジャッキ、 <u>毛布類、車椅子、リヤカー、ロープ類、A</u>

1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、防災資機材を購入し、又は修繕したときは、自主防災組織防災資機材購入等補助金実績報告書(様式第2号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

別表(第2条関係)

区分	防災資機材名
情報連絡用資機材	<u>電池</u> メガホン、携帯用無線機、 <u>発電</u> ラジオ等
避難用資機材	ヘルメット、 <u>強力</u> ライト、トラロープ等
[略]	[略]
救出救護用資機材	<u>テント</u> 、かけや、ワイヤーロープカッター、防水シート、スコップ、のこぎり、つるはし、おの、ハンマー、救急箱、はしご、担架、チェーンソー、チェーンブロック、バール、 <u>油圧</u> ジャッキ、 <u>毛布</u> 等

	<u>ED等</u>		
給食給水 用資機材	給水タンク、かまど、鍋、 炊飯器、やかん等	給食給水 用資機材	給水タンク、かまど、鍋 等
その他資 機材	倉庫、発電機、投光器、 テント、災害用トイレ、 ストーブ、コードリール、 冷風機、非接触型体温計、 感震ブレーカー等	その他資 機材	倉庫、発電機、投光器等

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

自主防災組織防災資機材購入等補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長

様

(〒)

申請者 住 所

自主防災組織の名称

代 表 者 名

※署名しない場合は、記名押印してください。

電 話 番 号

亀山市自主防災組織に対する防災資機材購入等補助金交付要綱第6条の規定により、亀山市自主防災組織防災資機材購入等補助金を交付されたく、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額

	購入	修繕	合計
事業費	① 円	② 円 ※1	③ (①+②) 円
交付申請額 (事業費の2分の1)	④ (③の2分の1) ※2		円

※1 1の年度の合計が10万円を超えるときは、当該超える額を切り捨てた額

※2 15万円を超えるときは、15万円

2 補助対象資機材

(1) 購入資機材

区分	資機材名

(2) 修繕資機材

区分	資機材名

3 目的及び効果

4 関係書類

- (1) 見積書の写し
- (2) 補助対象資機材を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号中「自主防災組織防災資機材購入補助金」を「自主防災組織防災資機材購入等補助金」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。